

	市の働きかけについて	モデル地域の取組について	拡大期における取組の視点
段階Ⅰ「設立検討から設立まで」	<p>(1) モデル事業実施にあたっての働きかけ</p> <p>市は、3地域でのモデル事業を実施するにあたり、校区公民館運営審議会や町内会連絡会等の地域の核となっている組織に対し、モデル地域としての地域コミュニティ協議会の設立を依頼した。</p> <p>その際は、協議会の設立目的等についての丁寧な説明や質疑応答をとおして、地域活動のリーダーの協力を得るとともに、地域の声を聴きながら、現地説明会や意見交換会を開催し、また、モデル地域からの相談に対する適宜適切な助言を行っており、設立への疑問や不安を解消するために、地域の実情に合わせた取組がなされた。</p> <p>(2) 協議会設立準備への支援</p> <p>地域によるモデル事業の受諾後は、地域コミュニティ協議会設立までの具体的な手順をモデル地域に説明するとともに、質問や相談に対しては、適切な資料等の提供や地域連携コーディネーターをはじめとした職員による丁寧な助言が行われており、速やかで柔軟な対応がとられた。</p> <p>設立に向けた準備が進む中で、規約例や事業計画、予算づくりなどのマニュアルを提供するとともに、地域の主体性を尊重しながら、組織づくりのための助言や支援を行い、設立総会は各地域とも、多くの構成団体が参加して行われた。</p> <p>(3) 事業推進にあたって</p> <p>事業の推進体制としては、市役所内の関係28課による庁内連絡会が設置され、支援制度の検討や情報共有などが行われた。</p>	<p>(1) モデル地域として取り組むにあたっての検討</p> <p>モデル地域においては、審議会や町内会連絡会等で市からの説明を受けて、検討委員会や学習会を開催し、市との質疑応答をとおして疑問点を整理したうえで、市からの依頼を受諾した。なお、地域によって協議等の回数は異なっており、特に、審議会と協議会との関わりについての理解に時間が掛かったようである。</p> <p>(2) 協議会設立準備</p> <p>モデル事業の受諾後は、設立に向け、既存の組織を活用するなど地域の特性を生かして設立準備会が設置された。いずれの地域も、多くの団体に参加を呼びかけながら準備を進めたが、協議会設立への認識や地域の理解について違いが見られ、組織の形を変えて構築していくことや、地域の意識を変えていくことに時間を要した。</p> <p>市からの情報提供や助言を受けながら、短期間のうちに規約の整備や、各団体への声掛けを行うなどの準備が実り、幅広い地域団体の参加による組織づくりがなされた。</p> <p>また、市からの依頼によりはじまった取組であったが、着実に各モデル地域は理解を深めていき、地域コミュニティ協議会の活動は地域主体で行われている。</p>	<p>(1) 地域主体による地域コミュニティ協議会の設立に向けて</p> <p>地域コミュニティ協議会は、町内会などの地縁型コミュニティだけでは、解決が困難な複雑多様な地域課題に、NPOや企業などの地域の多様な団体と連携して取り組むために設立するものである。その設立にあたっては、それぞれに異なる地域の個性が生まれてくるような仕組みづくりを目指すことが重要であり、それは行政主導ではなく、地域が主体となって取り組むことにより実現されるものである。このようなことから、まず地域主体による設立検討を促すために、市は、地域の実情によって異なる地域活動の中心的役割を担っている組織やリーダーに対し、協議会を設立する意義等を分かりやすく説明していくことが必要である。</p> <p>そして、地域へ説明を行っていく際は、協議会設立の意義をはじめ、協議会と審議会の違いや設立のメリット、設立しなかった場合の影響などを誰もが分かるように、地域の規模も考慮して臨んでもらいたい。また、説明にあたっては、協議会設立を支援する地域振興課と、審議会活動を支援している生涯学習課が連携して対応するべきであると考ええる。さらに、コミュニティビジョンについてのテレビコマーシャルや地域単位での説明会など、より積極的な周知・広報をすることも検討してほしい。</p> <p>(2) 協議会設立準備</p> <p>協議会設立に向けての準備段階においては、設立後の協議会が機能していくために、その構成団体となる組織内での合意形成を十分に図ることが大事である。</p> <p>そのためには、地域住民一人ひとりが協議会の設立目的等を理解できていることが求められ、地域の主体性を尊重しながら、市としても説明会を随時開催し、さらには広報チラシの配布などを含め周知・広報に取り組むことが必要である。また、その際は、説明会においてモデル地域による事例発表の場やそれぞれの地域課題を見直す時間を設けるなど、より共感の得られる方法を検討してほしい。</p> <p>次に、地域の設立準備に対する支援にあたっては、モデル地域の事例をよく整理したうえで、地域の実情に対応できるマニュアルの作成や、積極的な情報提供を行ってほしい。</p> <p>なお、設立検討から設立までの支援を行うにあたっては、モデル地域での合意形成や設立準備に要した期間や地域の実情を十分に踏まえた対応をしていくことも必要である。</p> <p>(3) 支援体制の充実等</p> <p>地域連携コーディネーターや市職員による各校区に密着した支援ができる体制づくりをはじめ、地域活動への参画を促すための職員研修、地域の多様な団体への周知・広報にも取り組むことが必要である。</p>
段階Ⅱ「設立から地域コミュニティプラン策定まで」	<p>(1) 地域主体による地域コミュニティプラン策定への支援</p> <p>市は、3モデル地域の地域コミュニティプラン策定を支援するにあたり、直接、策定作業に携わる協議会会長及び役員に、プランの意義や策定のながれなどについて資料を基に説明を行い、理解を図った。</p> <p>各協議会にプラン策定委員会が設置された後は、各地域において主体的に取組が進められるよう、地域訪問時や策定委員会において、策定マニュアルを基に、地域課題や地域資源を把握するために地域住民アンケートやまち歩きを実施し、その結果を分析してまとめあげるといったながれを、他都市の事例紹介も含め丁寧に説明を行った。</p> <p>さらに、各協議会において策定に向けた作業が進められる中では、こまめに地域を訪問し、とりまとめや部会間の事業調整など進捗状況を踏まえた助言を行い、各地域ともプランを完成</p>	<p>(1) 地域主体による地域コミュニティプラン策定</p> <p>モデル地域においては、地域コミュニティプランについての市からの説明を受けた後は、地域連携コーディネーターからのより具体的な指導・助言を受けながら、役員等で構成するプラン策定委員会を設置した。</p> <p>プラン策定委員会では、コーディネーターの支援を受けながら、まず、地域実情を踏まえた住民アンケートや危険箇所点検、史跡確認のまち歩きなどに取り組み、地域が抱える課題の抽出や地域資源の確認をしたところである。また、若者と語る会の開催や、地域の将来を担う小・中学生へのアンケートなど、地域住民の意見を把握するための工夫がみられたところである。</p> <p>さらに、地域にとって5年間という中期の計画を策定するのは初めての取組であり、戸惑いや不安の声はあったが、これらの取組を通して、プランづくりへの各委員の理解も深まっていっ</p>	<p>(1) 地域主体による地域コミュニティプラン策定</p> <p>地域コミュニティプランは、地域自らが、自分たちの地域の将来を思い描き、その実現に向けた活動をまとめあげた、まちづくりの指針である。そして、まちづくりの目標が実現されるためには、地域自らが作った計画であり、自分たちが主体となって取り組むものだという意識を、地域住民がしっかりと持つことが大事である。</p> <p>このようなことから、新たに設立される地域コミュニティ協議会においても、プランの策定が地域主体で進められるよう、市はまず、3モデル地域の実践結果や参考とした他都市の取組状況を紹介するなど、地域の主体性を引き出すために、丁寧な説明をすることが必要である。</p> <p>さらに、地域が策定作業を進めるにあたっては、適宜適切な助言に努めるとともに、特に地域住民アンケートは、課題の把握や資源の確認だけではなく、地域住民が地域に関心を持つきっかけともなり、まちづくりにおいて重要な取組となることから、項目設定や調査対象の工夫など、地域独自のアンケートが実施されるよう積極的に支援することが必要である。</p> <p>(2) 支援体制の充実</p> <p>モデル地域のプラン策定においては、地域連携コーディネーターによる支援が重要な役割を果たした</p>

	<p>された。</p> <p>(2) 協議会運営及び活動への支援 市は、協議会の運営や活動への支援として、定期的に地域を訪問し相談に対応するとともに、協議会活動を支援する補助制度の整備や事務局職員に対する研修を実施した。</p> <p>(3) 事業推進にあたって 市は、モデル事業の推進にあたっては、関係課で構成する庁内連絡会において、各課が設けている地域コミュニティ組織への補助制度の一括化などについて協議を行い、このうち地域安心安全ネットワーク会議に対する補助と青色防犯パトロール隊活動に対する補助については、協議会への補助金と一括して交付することとした。</p>	<p>た。</p> <p>地域課題の抽出や地域資源の確認後は、その課題解決や地域資源の活用について、各部会や策定委員会において協議を繰り返し行い、引き続き取り組む活動や新たな活動からなる地域コミュニティプランが策定された。</p> <p>(2) 協議会運営及び補助金について 各モデル地域では、協議会の活動を通して、住民意識の変化や企業の地域への関わり方など、これまで地域づくりに参画されなかった層に新たな動きが見られたところである。一方、活動が部会中心となったことで、情報共有に課題が残った面もあったようである。</p> <p>協議会に対する補助金については、補助金ごとに用途などが設けられていることから、活動内容に見合った柔軟な対応を望む声もあったところである。</p>	<p>ことから、27年度から、市内全域で協議会を順次設立するにあたっては、各協議会への十分な支援が行われるよう必要な人数の配置を検討するとともに、新任のコーディネーターにはこれまでの取組経過や業務内容の研修を行うなど、支援体制の充実に努めてほしい。</p> <p>(3) 地域活動を展開するための補助制度等の充実 協議会の運営については、地域の規模や特性が異なることから、活動に要する経費も異なり、地域にとってより補助金の効果が発揮されるよう、市が交付する補助金の対象や規模、枠などについて、地域実情を踏まえた柔軟なあり方を検討してほしい。</p> <p>また、協議会は地域の多様な団体が参画することから、活動にあたっては、団体間の共通理解や情報共有を図ることが重要となる。このようなことから構成団体を対象とした意識啓発や、協議会会長や事務局職員を対象とした運営等についての研修の検討など、協議会における団体間の連携促進や円滑な運営が図られるよう支援を行っていくことが必要となる。</p> <p>さらに、協議会活動を活性化し継続していくためには、地域住民の意識を高め、参加者を増やすことが必要であることから、協議会の広報活動を支援するとともに、市としても引き続き機会を捉えた協議会についての情報発信に努めることが必要となる。</p>
<p>段階Ⅲ「地域コミュニティプランに基づく活動」</p>	<p>第15回会議で協議</p>	<p>第15回会議で協議</p>	<p>第15回会議で協議</p>
<p>検証・評価のまとめ</p>			